

海上交通の 安全ポイント



日建連 安全対策本部
海洋安全委員会交通対策部会
建設三団体安全対策協議会

① コミュニケーションを密に

「ミーティング 今日の天気も忘れずに」

作業内容・作業手順



- 作業前には、作業指揮者を中心に、作業内容や手順などの打合せを励行しよう
- 始業時・乗船時の「5分前」の心構えを持とう
- 今日の重点安全目標を定め、安全安心な作業に取り組もう

2 船長の仕事

「船長は、船の最高責任者」



- 乗組員の管理・監督
- 気象や海象の状況を考慮した船の針路を定める
- 航海に必要な準備をする
- 乗員や積荷を目的地まで安全に運ぶ

3 適切な見張り



「安全運航は見張りから」

◆レーダー使用 ◆窓の開放 ◆見張員の増員 ◆静粛

- 他船との衝突や乗揚げを防ぐため、肉眼により、また双眼鏡を利用して見張りを行い、必要な信号を発信し、他船の信号を聴き取るなど周囲の状況に細かい注意を払いながら運航しよう
- レーダーのある船では、見張りの補助手段として正しく使用しよう
- 乗船者は、船の見張りの邪魔にならないよう、立入禁止場所には入らないようにしよう（海衝法第5条）

※海衝法：「海上衝突予防法」の略

4 安全な速力

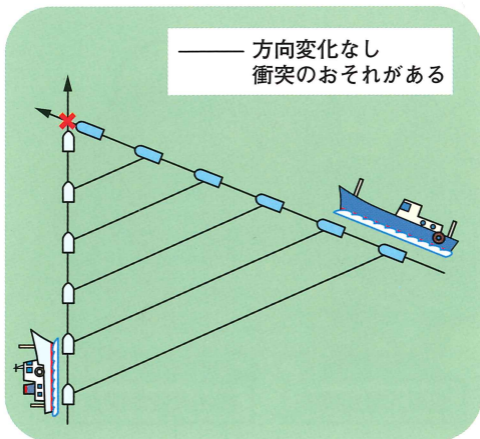
港内及び港の境界付近では、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しよう（港則法第16条）



他の船舶との衝突を避けるため、次のことに注意し、安全な速力で航行しよう

- 視界、船舶交通のふくそう状況
- 自船の停止距離、旋回性能等
- 陸岸の灯火、自船の灯火の反射等
- 風、海潮流、航路障害物
- 自船の喫水と水深との関係
- 自船のレーダーの特性（各レンジ毎）、探知能力の限界（海衝法第6条）

5 衝突のおそれ

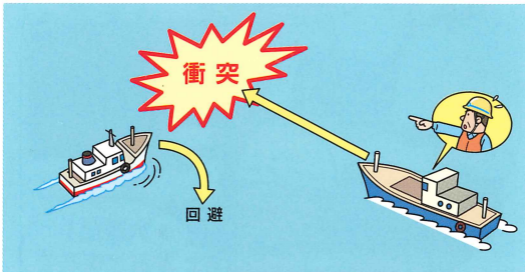


次の場合は、他の船舶と衝突するおそれがあると判断しよう

- 他の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを確かめることができないとき
- 接近してくる他の船舶のコンパス方位に明確な変化が認められないとき
- 大型船舶若しくはえい航作業に従事している船舶に接近し、または近距離で他の船舶に接近するとき（海衝法第7条）

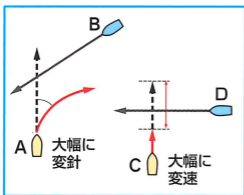
⑥ 衝突を避けるための動作(その1)

衝突を避けるための動作をとる場合は、船舶の運用上の適切な慣行に従って動作をとること

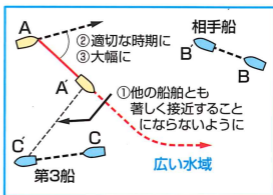


衝突を避けるための針路または速力の変更を行う場合は、その変更を他の船舶が容易に認めることができるように大幅に行わなければなりません(海衝法第8条)

衝突するかもしれないと判断した場合の動作



大幅な変針・変速



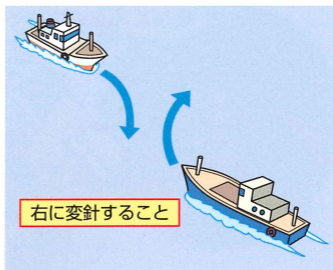
広い水域における針路のみの変更

7 衝突を避けるための動作(その2)

■行き会い船

各動力船は左舷側を通過することができるようにそれぞれ針路を右に転じなければなりません。

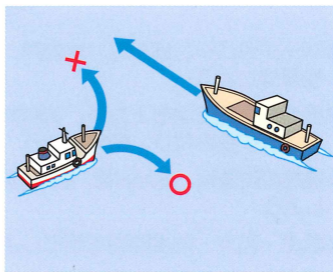
(海衝法第14条)



■横切り船

他の動力船を右舷側に見る動力船は、他の動力船の進路を避けなければなりません。やむを得ない場合を除き、船首方向を横切ってはならない。

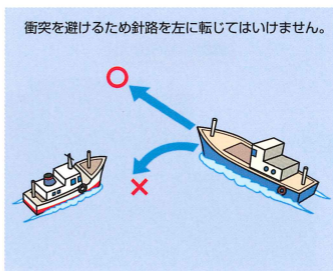
(海衝法第15条)



■保持船

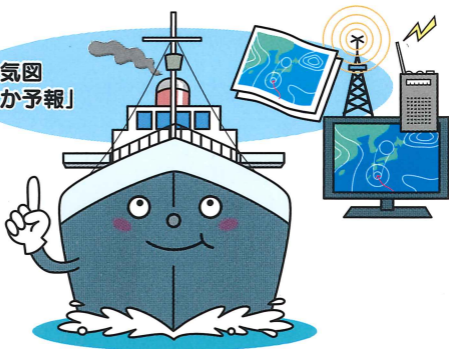
保持船は、針路及び速力を保たなければなりません。保持船はやむを得ない場合を除き針路を左に転じてはなりません。

(海衝法第17条)



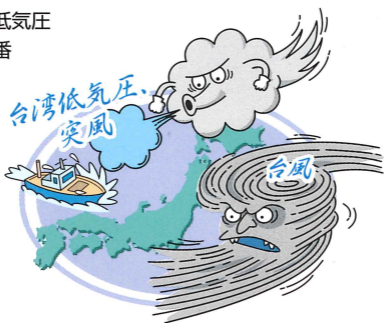
8 気象・海象情報の重要性

「見たか天気図
聞いたか予報」



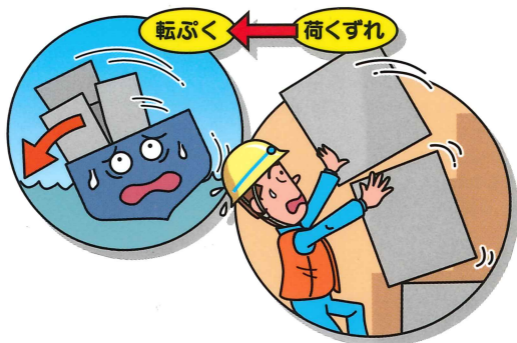
- 船舶航行の安全は、気象・海象の影響を受けるので、最新の情報を確認しよう
- 最新情報を基に、余裕を持って荒天準備をしよう
- 季節や地域性の気象・海象にも注意しよう

- 台湾低気圧
- 春一番
- 台風
- 突風

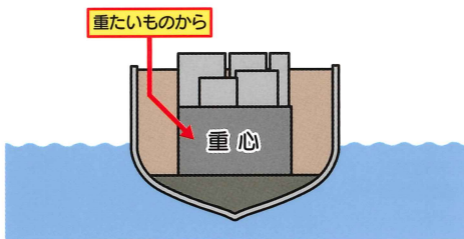


- 地形・地物の影響による海象にも注意しよう
- 水道を吹き抜ける強風
- 海潮流と風が逆の場合の波の増幅

9 荒天準備



- ハッチカバー、げん窓、水密戸、スカッパ一等を点検整備しよう
- 積荷は、重量物を下方に、荷崩れ・偏り・転倒しないように積み付け、固縛しよう
- 機関の試運転、操だ設備・航海機器・係留設備を点検しよう
- 救命・防火・防水設備を確認しよう
- 甲板上の歩行路にはライフラインを張り、滑りやすい箇所は清掃し滑り止めを施そう



10 地震と津波



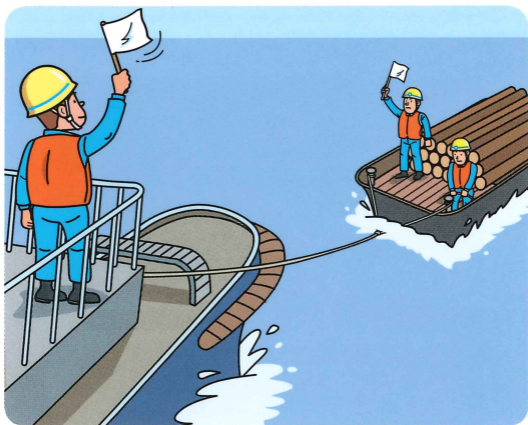
- 地震、津波に備えよう（責任者の選任、情報の収集、退避場所・方法）
- 無線、テレビやラジオで、地震・津波の正しい情報を集めよう
- 作業員、乗組員の安全確保を優先し、作業中止、避難等の処置をしよう
- 持ち場の人員を把握し、状況を報告しよう
- 使用火気の消火、電源の遮断を行い、火災を予防しよう
- 二次災害防止のため、点検をしよう（津波警報等の情報確認後）

11 海上作業の安全確保



- 通路や作業場所は、よく整理整頓しよう
- 作業床面は、つまづき、すべり等の危険をなくし、丈夫な手すり等を設置しよう
- 甲板・海上作業足場では必ず作業用救命胴衣を着用しよう
- 靴は脱ぎやすいものを着用しよう
- 浮環その他救命具を常備し、表示しよう

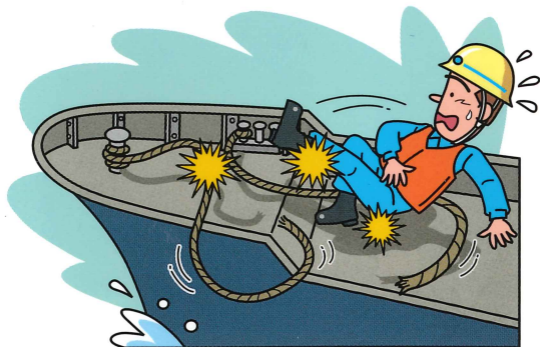
12 合図と確認は確実に



- 作業指揮者一人を決めて、作業員は、その合図に従い、作業手順を確認して応答しよう
- 合図と確認の要領は、よくわかる方法を定め、よく見える位置で行おう
- 作業指揮者は、合図の前に、作業員の配置・保護具やロープ類等の安全を確認しよう
- 作業員は、お互いに連絡し合い、確認応答は定められたとおりに確実にしよう
- 衣服や手袋を回転機械やロープに巻きこまれないよう注意しよう

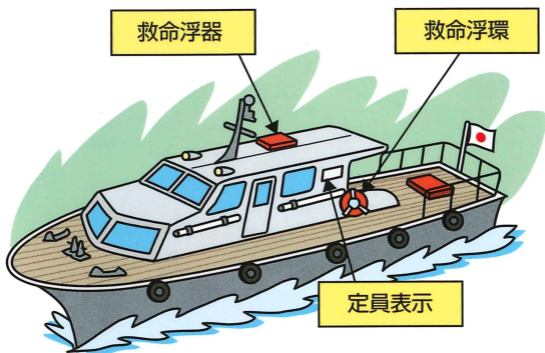
13 ロープ類の取扱い

「危険はないか！はずれる、
切れる、はねるもの」



- 作業場所付近の整理整頓を励行して、安全な足場を確保し、ロープなどはコイルダウンしておこう
- 足元に注意し、ロープ類を不用意にまたいだりして、弾かれたり、巻きこまれたりしないようにしよう
- ロープの引延し中に、ロープのねじれや、曲がりが発生したら、作業を中止し、修正してキンクさせないようにしよう
- ストッパーは強度・材質等適切なものを選び、取付方法、位置に十分注意しよう
- ロープは定期的に点検して、損傷や劣化の状態を常に把握しておき、取替時期を失ないようにしよう

14 乗船心得を守ろう



- 作業用救命胴衣を正しく着用しよう
- 乗下船の際は、船長の指示に従って、人員の偏りのないよう所定の位置に乗船し、立入り禁止は守ろう
- 救命浮環や救命浮器の備付場所や避難方法などの注意事項を確認しておこう
- げん側にもたれたり、船外に身を乗り出さないようにしよう
- 船体の動揺、特に波浪・航走波による突然の動揺に対して手すり等につかまって備えよう

もしもの時は!

- もしもの時（緊急時）の三原則は…
 - 1、人命救護
 - 2、被害の拡大防止
 - 3、連絡報告を確実・迅速に行い、応援を要請
- 事前に緊急時の連絡体制を確立し、周知と緊急時の連絡体制を掲示しておこう
緊急資材も整備しておこう
- 連絡は、『いつ』、『どこで』、『なにが』、『どうした』等の事実を簡潔に伝えよう
- また、何をして欲しいかなど、困っていることを落ち着いて伝えるよう心がけよう

海上工事での海上保安庁への
『緊急時通報』は、『118番』です。